

# 受水槽を新設・変更・撤去する皆様へ

受水槽の新設・変更・撤去する場合は、設置者（所有者）は、水道法又は市条例（※1）に基づく届出が必要な場合があります。

※1：大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例



大和市  
イベントキャラクター  
ヤマトン

## 受水槽とは

水を貯める容器のことです。水道局が供給する水を受水槽に受け、建物利用者に供給します。

- 材 質：FRP、鋼板、ステンレス等
- 形 式：パネル型、一体型
- 設置場所：屋外、屋内



（FRP製・パネル型・屋外設置）



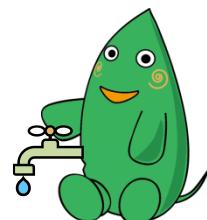
（FRP製・パネル型・屋内設置）

## 必要な届出

受水槽有効容量	水道の分類	届出内容（　）は届出時期
10m <sup>3</sup> 超え	簡易専用水道	新設：簡易専用水道設置届（設置後速やかに） 変更：簡易専用水道設置届記載事項変更届（変更後速やかに） 廃止：簡易専用水道廃止届（廃止後速やかに）
10m <sup>3</sup> 以下 (※2)	小規模貯水槽 水道	新設：小規模貯水槽水道給水開始届（設置後速やかに） 変更・廃止：小規模貯水槽水道変更等届（変更・廃止後速やかに）

※2：専ら1戸の住宅及び特定建築物に給水する場合を除く

届出様式は、[大和市のホームページ](#)からダウンロードできます。



## 受水槽の新設・変更・撤去とは

次の場合が考えられます。

新設とは	建築物の新築・増築に伴う受水槽の設置、受水槽を単独に設置した場合
変更とは	設置者、水道の名称、管理形態、建築物や、設備の内容等が変更された場合
撤去とは	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物の解体に伴い受水槽を撤去した場合</li><li>・給水方式を受水槽方式から、直結給水方式に切り替えた場合</li></ul>

お問合せ・届出は

**大和市役所 環境・公害対策課**

まで、お願いします。

【大和市役所 環境・公害対策課】

電話：046（260）5106（直通）

住所：大和市下鶴間一丁目1-1

大和市役所本庁舎4階



（令和7年4月）